中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令（平成二十四年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十三条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令

本則中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十一号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第九条第一項及び第十条第一項中「第八条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証」を「第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。